

✚ 貨物概要

1 重の綿織物の二辺を 1 cm の幅で三つ折りしてミシン縫いした布おむつ。他の二辺はななこ織の織り耳を有する。

素 材：綿 100% ドビー織物

サイズ：幅 80 cm × 長さ 80 cm

用 途：乳児用の布おむつ



二辺は三つ折り縫製
他の二辺は、ななこ織

✚ 分類

関税率表第 9619.00 号（統計番号 9619.00-000）の乳児用のおむつ

✚ 分類理由

本品は、おむつとして使用するのに十分な大きさを有しており、さらに、繰り返しの洗濯に耐えうるような端加工が施されていることから、乳児用のおむつと認められ、関税率表第 96.19 項の規定により、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）